

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/7/13号 (No. 419)

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「中国における半導体集積回路産業の専利導航分析レポート概要」と題する記事を作成しました。

中国では、IP ランドスケープに近い概念を持つ「専利導航（特許ナビゲーション）」を政策的に進めているところ、その一環として、広東省をはじめとする地方政府機関において中国における重要分野についての知財・技術・産業分析がなされています。本記事では、2021年4月末に広東省市場監督管理局（知識産権局）から公表された「広東省半導体集積回路産業専利導航分析報告」の概要を紹介しております。半導体集積回路産業に対する中国の認識を読み取るきっかけになるものとして、是非、ご参考いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】中国における半導体集積回路産業の専利導航分析レポート概要
<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/beijing/2021/HK-Newsletter-20210708.pdf>

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

●最新ニュース・クリッピング

○ 法律・法規等

1. 最高人民法院、医薬品パテントリンケージ関連の司法解釈を公布(最高人民法院公式サイト 2021年7月5日)
2. 最高人民法院、植物新品種事件の審理に関する司法解釈を発表(最高人民法院公式サイト 2021年7月5日)
3. CNIPA が代理業界の不正行為を取り締まる「共同ガバナンス弁法」で意見募集(国家知識産権網 2021年7月5日)

○ 中央政府の動き

1. NMPA と CNIPA、医薬品特許紛争の早期解決メカニズム創設へ(中国知識産権资讯网 2021年7月7日)
2. 農業農村部が種子産業の知的財産権保護で特別行動を実施(農業農村部公式サイト 2021年7月6日)
3. 国家市場監督管理総局、公平競争審査活動部門間共同会議を開催(国家市場監督管理総局公式サイト 2021年7月6日)
4. NMPA: 「発売承認医薬品特許情報登録プラットフォーム」が正式に運用開始(国家薬品監督管理局公式サイト 2021年7月4日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 山西省市場監督管理局と公安局が法執行連携強化でセミナー開催(中国打撃侵權工作網 2021年7月6日)

【華東地域】

1. 安徽省市場監督管理局と公安局が知的財産権の保護強化で提携(安徽省市場監督管理局公式サイト 2021年7月6日)
2. 山東省青島、「RCEP 枠組み下の知的財産権保護ガイドライン」を發布(中国打撃侵權工作網 2021年7月2日)
3. 安徽省、「知的財産権保護活動の全面的強化に関する活動方案」を發布(国家知識産権戦略網 2021年7月2日)

4. 上海、各国の在上海総領事館を対象に知財活動の状況説明会を開催(国家知識産権戦略網 2021年7月2日)

【その他地域】

1. 雲南省、知的財産権の保護を一層強化する「18の施策」を打ち出す(国家知識産権戦略網 2021年7月7日)

○ 司法関連の動き

1. 2016～2020年、植物新品種紛争事件の結審件数が激増(中国政府網 2021年7月8日)
2. 広州インターネット裁判所、独自開発の裁判システムで特許取得(中国知識産権资讯网 2021年6月21日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 安徽、「剣網2021」を始動 ショートビデオなどの分野で厳罰(中国保護知識産権網 2021年7月5日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. スマート製造特許ランキング トップ100に中国企業20社(中国知識産権资讯网 2021年7月7日)
2. 報告書「医療用石油化学素材産業の特許分析」が発表(中国知識産権资讯网 2021年7月7日)

○ 統計関連

1. 中国の技術契約成約額、初めて2兆元を突破＝2019年(中国知識産権资讯网 2021年7月6日)

○ その他知財関連

1. BFA イノベーションと知財保護会議が9月に広州で開催(中国知識産権资讯网 2021年7月6日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 最高人民法院、医薬品パテントリンケージ関連の司法解釈を公布★★★

医薬品パテントリンケージに関する最高人民法院の新しい司法解釈、「登録申請に係る医薬品関連の専利権紛争の民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」が7月5日公布され、同日より施行となった。最高法院民事第3庭の責任者はメディアの取材に応じ、司法解釈を制定する背景とその主な内容を紹介した。

同責任者によると、中国は2017年に「審査承認制度の改革深化と医薬品医療機器イノベーションの推奨に関する意見」を公布し、その中で「医薬品パテントリンケージ制度の構築を模索する」と求めた。民事第3庭は2017年より、医薬品パテントリンケージ制度に関する調査・研究をスタートした。2020年10月、中国の第4回専利法改正が成立し、その第76条に医薬品特許紛争の早期解決メカニズム、いわゆる「医薬品パテントリンケージ制度」を明文で規定している。改正専利法第76条の実施に合わせて、最高人民法院は政府関係部門、裁判所及び社会各界の意見を広く求めた上で、この司法解釈を制定し、公布した。

同司法解釈は管轄裁判所、具体的な事由、起訴材料、訴訟権利行使の方式、行政と司法手続のドッキング、抗弁事由、訴訟中の営業秘密保護、行為保全、賠償請求、送達方式などについて規定しており、関連事件の公正審理のために明確なガイドを提供している。

(出典：最高人民法院公式サイト 2021年7月5日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-311781.html>

★★★2. 最高人民法院、植物新品種事件の審理に関する司法解釈を発表★★★

最高人民法院(最高裁)が7月5日、植物新品種侵害事件の審理に関する新しい司法解釈を公表した。7月7日より施行される。

「植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用問題に関する若干の規定（その2）」と題するこの司法解釈の制定について、最高人民法院知的財産権法廷の責任者が、「近年、種子産業における品種の均質化、偽造などの問題が深刻化しており、権利侵害が頻発する傾向があり、証拠収集、鑑定、認定が困難な状況にある。植物新品種をめぐる争いがここ数年急増し、新たな状況や問題が絶えず現れ、判断基準の統一や規範化の必要性が高まっている。司法のニーズに対応するため、より体系的な司法解釈を作成、発布することになった」と語った。

最高法院は2001年に「植物新品種紛争事件の審理に関する若干の問題の解釈」、2007年に「植物新品種権侵害紛争事件の審理に関する具体的な法律問題に関する若干の規定」の司法解釈を制定した。民法典公布後、2つの司法解釈は必要な修正が行われており、本司法解釈施行後も依然として有効であるという。

新しい司法解釈の重点内容について、同責任者は▽保護範囲の拡大、▽保護の強化、▽権利行使の難しさの軽減、▽法制度の改善、▽鑑定手順の規範化——の5点を紹介した。

（出典：最高人民法院公式サイト 2021年7月5日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-312031.html>

★★★3. CNIPA が代理業界の不正行為を取り締まる「共同ガバナンス弁法」で意見募集★★★

国家知識産権局（CNIPA）は、特許や商標の代理業界の市場秩序を維持し、公平で公正な市場競争環境を整備し、代理業界の違法雇用や、代理業者と審査官が共謀して不正を行う行為などを厳しく取り締まるために、「専利、商標代理業界の違法雇用、審査・代理共謀など行為への共同ガバナンス弁法」を作成し、意見募集を始めた。

意見募集の締切日は7月9日。以下の方式で意見を提出することができる。

▽電子メール dailiguanli@cnipa.gov.cn

▽FAX 010-62083094

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局運用促進司服務業發展と監管処 〒100088

（出典：国家知識産権網 2021年7月5日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/7/5/art_75_160514.html

○ 中央政府の動き

★★★1. NMPA と CNIPA、医薬品特許紛争の早期解決メカニズム創設へ★★★

医薬品特許権者の合法的權益を保護し、新薬の研究の奨励及びハイレベルのジェネリック薬の発展を促進するため、国家薬品監督管理局（NMPA）と国家知識産権局（CNIPA）は7月4日、「医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施弁法（試行）」を発布し、医薬品をめぐる特許紛争の早期解決メカニズムを創設した。

「弁法」の主要内容は、発売薬品特許情報登録プラットフォームの設立及び情報公開制度、特許権登録制度、ジェネリック薬特許声明制度、承認待機期間制度、薬品評価審査承認分類処理制度、初承認のジェネリック薬の市場独占期間制度などがある。「弁法」は、当事者のために関連の薬品発売の評価・審査・承認の段階で関連の特許紛争解決のメカニズムを提供し、薬品特許権者の合法的權益を保護し、ジェネリック薬の発売後の特許権侵害のリスクを低減させることを趣旨とする。

「弁法」では、特許権者又は利害関係人が第四類の特許声明について異議がある場合は、発売申請に係る医薬品の関連技術方案が関連特許権の保護範囲に属するか否かについて人民法院に訴えを提起し、又は国务院の特許管理部門に行政裁決を申立てることができると規定している。

（出典：中国知識産権資訊網 2021年7月7日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129964

★★★2. 農業農村部が種子産業の知的財産権保護で特別行動を実施★★★

7月6日、農業農村部が種子産業の知的財産権を守る特別行動に関するビデオ会議を開き、国の関連方針に則って特別行動を確実に展開するよう求めた。

会議では、イノベーション水準の向上という戦略の一環として、種子産業の知的財産権保護制度を整備し、資源保護、品種開発、企業支援、拠点整備などに対する全面的保護を推進することを強調し、商標冒用や偽種子などの摘発活動を実施する方針を明確にした。具体的な施策としては、種子の品質や真実性の検査、行政法執行と司法保護の緊密な連携、審査・登録など品種管理活動の強化、「種子法」と「植物新品種保護条例」改正作業の促進などに取り組むよう要請した。

会議ではまた植物新品種保護の 10 大典型的事例が公表され、種子産業苦情通報システムの運用開始が発表された。国家工業と情報化部、公安部、司法部、国家市場監督管理総局、国家知識産権局の責任者がメイン会場で会議に参加した。

(出典：農業農村部公式サイト 2021 年 7 月 6 日)

http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202107/t20210706_6371088.htm

★★★3. 国家市場監督管理総局、公平競争審査活動部門間共同会議を開催★★★

7 月 5 日、国家市場監督管理総局が公平競争審査活動部門間共同会議のメンバーを招集し、第 4 回全体会議を開催した。

会議では、昨年と、2016 年から 2020 年までの第 13 次五カ年計画期において公平競争審査制度の実施で収めた実績を総括した上で、「公平競争審査活動部門間共同会議の 2021 年活動要点」について審査を行った。また、新たに改正された「公正競争審査制度実施細則」の徹底をめぐる、制度体系の整備や、審査メカニズムの健全化、監督評価の強化などの重点任務を検討した。

国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、財政部、商務部を含む 26 の加盟機関の関係責任者が会議に参加した。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2021 年 7 月 6 日)

http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202107/t20210706_332328.html

★★★4. NMPA：「発売承認医薬品特許情報登録プラットフォーム」が正式に運用開始★★★

国家薬品监督管理局 (NMPA) と国家知識産権局 (CNIPA) による「医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施弁法(試行)」が 7 月 4 日、公表された。その施行を受け、国家薬品监督管理局は同日に、中国での販売について承認された医薬品の特許情報を登録するためのプラットフォーム、「中国発売承認医薬品特許情報登録プラットフォーム」の正式の運用開始を通達した。(公式サイト：

<https://zldj.cde.org.cn/home>)

「通達」は医薬品販売許可の所持者に対して、医薬品の特許情報を自ら登録し、公開することや、すでに登録して公開した特許情報に変更が生じた場合、適時に更新することを求めている。ジェネリック薬申請者に対して、医薬品販売許可申請を提出する時に、すでに中国発売承認医薬品特許情報登録プラットフォームに公開されている特許情報に照らし合わせ、「実施弁法」の規定に基づいて「特許声明」を行い、かつ、医薬品販売許可所持者に「特許声明」を送付することを義務付けている。

(出典：国家薬品监督管理局公式サイト 2021 年 7 月 4 日)

<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/qtggtg/20210703224608174.html>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 山西省市場監督管理局と公安厅が法執行連携強化でセミナー開催★★★

山西省市場監督管理局と省公安厅が 7 月 1 日、知的財産権侵害の摘発活動における連携のさらなる強化を検討するセミナーを開催した。

山西省の公安機関と市場監督管理当局は密接に協力し、知的財産権侵害行為の摘発活動で目覚ましい成果を上げている。特に近年、市場監督管理部門は事件情報の提供、被疑商品の鑑別などで公安機関の摘発活動を強力に支援していることについて、省公安厅関係者は、「全国でも行政・刑事連携の模範となっている」と評価している。市場監督管理部門の責任者は、今後も連携活動を一層強化し、公安機関と力を合わせて権利侵害の摘発に取り組んでいくと表明した。

双方は、日常的な連絡を一層密にし、情報システムの整備や鑑定結果の認定などをめぐり意思疎通を強化することで合意した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021 年 7 月 6 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/dfdt/202107/348380.html>

【華東地域】

★★★1. 安徽省市場監督管理局と公安厅が知的財産権の保護強化で提携★★★

安徽省市場監督管理局と安徽省公安厅はこのほど「知的財産権の保護推進で協力を強化することに関する通達」を共同で発布した。双方は、知的財産権の行政保護と刑事司法で連携し、それぞれの優位性を活かし、互いに補完し合う協力メカニズムの構築を推し進めることとしている。

「通達」によると、省市場监督管理局と省公安厅は、知的財産権保護活動で協力を強化する。協力強化の範囲は情報共有、専門家サポート、インフラ整備、法律研究、研修訓練、普及啓発、国際交流などを含む。また、知的財産権保護の協調協議メカニズムを導入し、毎年1回以上の共同会議を開催し、知的財産権に関わる違法、犯罪の現状や法適用などについて議論を交わす。このほか、双方はその他の関連当局と情報共有システムを確立することや、外国に関わる事件の対応、国際交流イベントの参加などで協力を深めることで合意した。

(出典：安徽省市場监督管理局公式サイト 2021年7月6日)

<http://amr.ah.gov.cn/xwdt/sjyw/145892311.html>

★★★2. 山東省青島、「RCEP 枠組み下の知的財産権保護ガイドライン」を發布★★★

6月29日、山東省青島市の知的財産権活動指導グループ弁公室が「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)協定枠組み下の知的財産権保護ガイドライン」を發布した。

同ガイドラインは、商標や地理的表示、特許、工業設計、植物新品種、遺伝子資源、伝統的知識、民間文学芸術、不正競争、法執行などに関する RCEP の内容を説明した上で、RCEP の知的財産権関連ルールによる中国企業への影響を全面的に分析し、明確で具体的な提言を行った。青島市企業の知的財産権保護に関する意識の強化、企業によるグローバル的なポートフォリオの展開を促進することが期待されている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021年7月2日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202107/348116.html>

★★★3. 安徽省、「知的財産権保護活動の全面的強化に関する活動方案」を發布★★★

安徽省の知的財産権強省建設共同会議弁公室が各加盟機関とともに、「安徽省の知的財産権保護活動の全面的強化に関する活動方案」を作成し、このほど發布した。

同「活動方案」は6つの重点活動を推進する方針を明確にした。それぞれ▽共同会議制度の整備などを含む、知的財産権保護活動のトップダウンデザインの強化、▽地方の立法活動の推進や特別エンフォースメントの実施などを含む、知的財産権保護活動の法治化水準の向上、▽知財保護センターや知財運営サービスシステムの整備などを含む、知的財産権の全プロセスにわたる保護の強化、▽権利保護支援体制の最適化などを含む、知的財産権保護活動の体制改革の深化、▽展示会における知財保護の強化などを含む、知的財産権分野の国際協力、競争に関する活動の推進、▽コア技術の保護強化などを含む、知的財産権分野の国家安全の維持——である。

(出典：国家知識産権戦略網 2021年7月2日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=52699>

★★★4. 上海、各国の在上海総領事館を対象に知財活動の状況説明会を開催★★★

6月28日、上海市知的財産権共同会議弁公室と上海市人民政府外事弁公室が各国の在上海総領事館を対象に知的財産権活動の状況説明会を共催した。知的財産権共同会議の招集人を務める市知識産権局の芮文彪局長が上海の知的財産権活動の最新の動きについて説明を行い、記者の質問に答えた。

芮局長はまた、上海市知識産権局の英語版の公式サイトがリリースしたことを発表した。世界知的所有権機関(WIPO)中国事務所の上級顧問を務める呂国強氏がWIPOの上海仲裁調停センターの関連状況を説明した。

日本、米国、英国、フランス、ロシア、パキスタン、インドネシア、ニュージーランド、シンガポールなど27国の在上海総領事館と商工会議所、外資系企業、サービス機構の関係者が会議に出席した。

(出典：国家知識産権戦略網 2021年7月2日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=52700>

【その他地域】

★★★1. 雲南省、知的財産権の保護を一層強化する「18の施策」を打ち出す★★★

雲南省政府弁公室がこのほど、「知的財産権の保護活動を一層強化する18の施策」を公表した。

知的財産権保護活動のトップダウンデザイン、知的財産権保護活動の法治化水準の向上、知的財産権の全プロセスにわたる保護、知的財産権保護活動の体制改革、知的財産権分野の国際協力、知的財産権分野の国家安全の維持、普及啓発と人材育成——の7つの側面で活動を強化するための18の施策を打ち出した。また、各地方に対し、知的財産権保護活動への指導を強化し、知的財産権保護活動を重要な議事日程に組み入れて定期的に研究するよう求めている。

18の施策には▽「雲南省専利促進と保護条例」の改正作業の推進▽知的財産権司法保護の強化▽行政法執行の強化と侵害行為への厳罰化などが含まれる。

(出典：国家知識産権戦略網 2021年7月7日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=52707>

○ 司法関連の動き

★★★1. 2016～2020年、植物新品種紛争事件の結審件数が激増★★★

2016年から2020年までの間に、中国の裁判所で結審された植物新品種紛争事件は66件から252件へと大幅に増加した。7月6日、農業農村部が種子産業の知財保護特別行動の実施に関して開催したビデオ会議でわかった。

結審された紛争事件の中では権利侵害の紛争事件が全体の8割以上を占めている。南京知的財産権法廷の周法廷長によると、権利侵害者が種子の生産と販売を別々の地域で行い、闇市場を利用して販売するなど、手口を巧妙化しているため、権利者にとって、侵害行為の発見と証拠収集が困難な場合が多いという。

農業農村部の唐仁健部長は、植物新品種の保護を含む種子法の改正作業が全人代で始まったのを受け、同部は今年、関連部門と協力して「植物新品種保護条例」の改正を推し進め、種子産業の知的財産権を守る法体制の整備に取り組む方針であると表明した。

(出典：中国政府網 2021年7月8日)

http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/08/content_5623259.htm

★★★2. 広州インターネット裁判所、独自開発の裁判システムで特許取得★★★

広州インターネット裁判所はこのほど、オンライン著作権係争の全プロセスの審理ができる「ZHIシステム」によって中国の特許権(専利権番号 ZL202110008856.3)を取得した。これより前、同裁判所が独自に開発したこのシステムの権利侵害証拠対比と判決文書作成のユーザーインターフェースに2件の意匠権が付与されている。

広州インターネット裁判所の関係担当者によると、同システムを通じて、当事者は訴訟請求、作品の種類、権利侵害の経緯、証拠などの要素をモジュール方式で入力さえすれば、提訴、挙証、答弁などのプロセスを完成し、またインターネット著作権係争の全プロセスの審理を実現することができる。

さらに、同システムはさらにブロックチェーン技術を活用した証拠保存を可能にした。同裁判所の「網通法鏈」という電子証拠プラットフォームと同期接続していることで、権利者は作品完成の時点で著作権帰属チェーンを利用して証拠を保存することができる。また、24時間クラウドストレージから証拠を取り出し、オンライン検証することができ、ネット著作権係争に関わる権利確認と証拠収集という難問を効果的に解決した。

広州インターネット裁判所は、昨年3月の発足から今年5月まで、このシステムを利用して、3万件を超えるインターネット著作権係争の審理を終了した。2020年に結審された訴訟の数は前年比で30%増加し、平均審理期間は同21.4%短縮されたという。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年6月21日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129719

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 安徽、「劍網2021」を始動 ショートビデオなどの分野で厳罰★★★

安徽省の版權局、通信管理局、公安庁、インターネット情報弁公室がこのほど、インターネット上の著作権侵害や海賊版を共同で取り締まる特別行動「劍網2021」を開始した。

10月末まで実施される今回の特別行動では、注目が集まっているインターネット上の著作権侵害、海賊版に焦点を合わせ、法執行と監視管理を強化する。特に、ショートビデオやライブコマース、スポーツ、オンライン教育などに関わる侵害行為を厳罰するという。

著作権、公安、インターネット情報などの管理当局は特別行動を通じて、協力と連動を強化するとともに、インターネット上の権利侵害・海賊版を摘発する総合的なガバナンス体制の整備や、企業と人々の著作権意識の向上を目指す普及啓発の推進などに一層取り組むこととしている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年7月5日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202107/1963049.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. スマート製造特許ランキング トップ100に中国企業20社★★★

知的財産情報の検索・分析サービスを手掛けるシンガポールのパットスナップ (PatSnap) はこのほど、スマート製造分野の特許の現状をまとめた報告書「世界企業スマート製造特許ランキング (TOP100)」を発表した。中国からは通信機器大手の華為技術 (ファーウェイ) など、20社が世界TOP100にランクインした。

同報告書は、企業のスマート製造分野におけるインフラやデータプラットフォーム、生産モデリング、製造クラウド、データアプリケーションなどに基づいて特許検索を行い、世界の企業のスマート製造分野における特許ポートフォリオを分析した。それによると、スマート製造分野で優位性を持つ企業の多くは米国、日本、中国、韓国、ドイツ、英国、スイスの企業である。TOP100にランクインした中国企業20社には、送電大手の国家电网 (State Grid)、保険大手・中国平安保険傘下の平安科技、エアコン大手の珠海格力電器、通信機器大手のファーウェイなどが含まれる。

近年、国家电网は、ビジネスコラボレーションとデータ接続を実現するために、パワーIoT (モノのインターネット) の構築に取り組んできた。そのため、パワーシステムと情報処理分野で多くの特許を出願している。平安科技は、Ping Anクラウドプラットフォームを構築し、クラウドコンピューティングとビッグデータの研究開発を進めており、金融に加えて、スマートカーやスマートシティでも一定の成果を上げている。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年7月7日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129981

★★★2. 報告書「医療用石油化学素材産業の特許分析」が発表★★★

7月5日、中国石油と化学工業連合会が主催する「医療用の主要な石油化学素材の特許分析成果交流・研修会」の開幕式で、同連合会が作成した報告書「医療用の主要な石油化学素材産業の特許分析成果」が発表された。

報告書によると、医療用防護の石油化学素材分野において中国の特許出願件数と登録件数は明らかに増加している。ポリカーボネートを用いた医療用防護素材などの特許出願件数では、中国が671件で、米国の748件に次ぐ世界2位となっている。

また、医療用繊維の輸出状況からみると、外科で使用される非埋め込み型繊維の市場シェアでは、中国が一定の規模に達し、その見通しは非常に明るいと、報告書は示している。一方、技術レベルが低い製品に集中している国内企業の現状に触れ、原材料の改善や特許ポートフォリオの強化、人材育成の重視などを提言した。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年7月7日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129986

○ 統計関連

★★★1. 中国の技術契約成約額、初めて2兆元を突破=2019年★★★

中国科学技術部が6月30日に発表した最新の統計データによると、中国の科学技術革新の活力が2019年にさらに引き出され、全国の技術契約の成約総額が初めて2兆元 (1元は約17.2円) を突破し、169ヶ所の国家ハイテク産業開発区の総生産額が12兆1000億元に達し、国内総生産 (GDP) の12.3%を占めた。

同部がまとめた報告書「2019年の国家技術市場統計分析」によると、2019年の技術市場取引額は大幅に増加し、年間で契約成立プロジェクトは前年比17.5%増の48万4000件、成約額は同26.6%増の2兆2398億4000万元に上った。成約額がGDPに占める割合は持続的に上昇し、2.3%に達している。各技術契約の平均成約額は462万7000元で、前年比7.7%増加した。1000万元を超える重要技術契約は2万1151件で、成約額は1兆7941億9000万元、全国の技術契約成約総額の80.1%を占めた。

うち、電子情報、都市建設と社会開発、先進製造技術分野の技術取引額がトップ3であり、その契約数と取引額はいずれも全国の半分以上を占めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年7月6日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129944

○ その他知財関連

★★★1. BFAイノベーションと知財保護会議が9月に広州で開催★★★

ボアオ・アジア・フォーラム（BFA）と世界知的所有権機関（WIPO）中国事務所が共催する「ボアオ・アジア・フォーラム・イノベーションと知的所有権保護会議」は9月7～8日、広州で行われることになった。BFA 国際科学技術とイノベーションフォーラム枠組み下のイベントの一つで、「グローバル知的財産権ガバナンス体制の融合と刷新」をテーマに、グローバル知的財産権保護システムの整備に焦点を合わせ、イノベーションと知的経済の発展を促進することが狙いである。

会議は全体会議、4つのサブフォーラム、4つのテーマイベントに分けられる。全体会議では、グローバル知的財産権ガバナンスの融合と刷新をめぐる基調演説のほか、「ポストコロナ時代の国際知的財産権の趨勢」をテーマとしたラウンドテーブルが予定されている。サブフォーラムは、デジタル経済企業家知的財産権フォーラム、国内外知的財産権ハイエンドサービス・エリートフォーラム、中国知的財産権院長フォーラム、世界バイエリア知的財産権保護現状発展フォーラムを含むという。

（出典：中国知識産権资讯网 2021年7月6日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129956

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved